

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2017年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 自転車メーカーX社の開発者甲は、変速機aとハンドルbとサドルcからなる、持ち運び可能な新たな自転車を発明した。その自転車について特許出願Pの検討をするために、知的財産部の部員乙は、特許請求の範囲を作成した。

【特許請求の範囲】

【請求項1】変速機aと、ハンドルbとを備える自転車。

【請求項2】変速機aと、ハンドルbと、サドルcとを備える自転車。

乙が、先行技術調査を行ったところ、変速機aを備える自転車については、既に文献Aに記載されていることが判明したが、その他の構成であるハンドルb、サドルcについては、記載された文献は見当がなかった。さらに乙は、請求項1のみを記載して平成30年2月1日にX社を出願人として特許出願Pを出願した。その後、特許出願Pより先の出願日である平成29年3月1日に出願され、出願公開されることなく特許出願Pの出願後に設定登録されたY社の特許Qの特許請求の範囲において、「変速機aと、ハンドルbとを備える自転車」が記載されていることがわかった。なお、特許Qの発明者は丙であって、出願公開される前に設定登録されたものとする。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

作成した請求項1及び2の記載について、発明の単一性の要件を満たしていると考えられる場合は「○」を、発明の単一性の要件を満たしていないと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、満たしている又は満たしていないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅰ】

- ア 請求項1に係る発明と請求項2に係る発明は同一の特別な技術的特徴を有しておらず、発明の単一性の要件を満たさないため
- イ 請求項1に係る発明と請求項2に係る発明とは異なる発明特定事項を有しておらず、発明の単一性の要件を満たさないため
- ウ 請求項1に係る発明と請求項2に係る発明は同一の特別な技術的特徴を有しており、発明の単一性の要件を満たしているため

問3

乙が特許出願Pの出願書類を作成するに際して、文献Aを明細書に記載する必要があると考えられる場合は「○」を、必要はないと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、必要がある又は必要はないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 明細書の記載要件として、先行技術に関する事項を記載することは求められていないので記載する必要はないため
- イ 明細書の記載要件として、先行技術に関する事項を記載することが求められているので記載する必要があるため
- ウ 明細書の記載要件として、先行技術に関する事項を記載することが求められているが、自己の出願が不利に取り扱われる可能性がある場合は記載する必要はないため

問5

特許出願Pが、拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 新規性がないこと(特許法第29条第1項各号)を理由に拒絶されるため
- イ 先願ではないこと(特許法第39条第1項)を理由に拒絶されるため
- ウ 拒絶理由には該当しないため

2 洋菓子の製造販売会社であるX社は、著名ブランドである登録商標「Happy」、指定商品「シュークリーム、ホットケーキ」に係る商標権Aを有している。ホットケーキを製造販売するY社は、X社に対して商標権Aの一部譲渡を申し入れた。X社は、指定商品「ホットケーキ」に係る商標権Aの譲渡をY社に承諾し、移転登録の手續の完了を経て、Y社は登録商標「Happy」、指定商品「ホットケーキ」に係る商標権Bを有することとなった。これに関して、X社の知的財産部の部員甲が発言1～3をしている。なお、登録商標「Happy」は、標準文字で記載され、また、「シュークリーム」、「ホットケーキ」は相互に類似する商品である。

発言1 「Y社への権利移転時の契約で何ら規定していない場合、わが社が登録商標『Happy』をホットケーキに付して販売すると、商標権Bに基づいて当該ホットケーキの販売が差し止められることがあります。」

発言2 「Y社が登録商標『Happy』をシュークリームに付し、当該商標の著名ブランド力にただ乗りしてシュークリームを販売したところ、わが社とY社との間で誤認混同が生じました。この場合に、商標権Bに係る商標登録は取り消されることがあります。」

発言3 「わが社が、商標『ハッピー』をシュークリームに付して販売している場合には、商標権Aに係るわが社の商標登録は不使用取消審判を請求されて取り消されます。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア X社の使用行為は、商標権Aの専用権の範囲内での使用であり、商標権Bを侵害しないため
- イ X社の使用行為は、商標権Bの禁止権の範囲内での使用であり、商標権Bを侵害するため
- ウ X社の使用行為は、商標権Bの専用権の範囲内での使用であり、商標権Bを侵害するため

【第29回2級(管理業務)実技試験】

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群V】

- ア Y社の使用行為は商標権Bに係る登録商標の正当な使用であり、商標登録が取り消されないため
- イ 商標権者の不正使用についての規定である不正使用取消審判(商標法第51条)により商標登録が取り消されるため
- ウ 使用権者の不正使用についての規定である不正使用取消審判(商標法第53条)により商標登録が取り消されるため

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群VI】

- ア X社の使用行為は商標権Aの専用権の範囲内での使用であるため
- イ 登録商標「Happy」と「ハッピー」とは社会通念上同一の商標であり、登録商標の使用にあたるため
- ウ 登録商標と同一ではない商標を使用しているため

- 3 甲が所有している未発行の写真A, B, Cの原作品の利用方法について, 甲の友人乙が発言1~3をしている。

発言1 「写真Aは, ショッピングモールで行われた人気アイドル丙の写真集の発売記念サイン会で, 丙の承諾を得て甲が撮影したものです。甲が, 写真Aを自分のスマートフォンに転送してスマートフォンの待受画面に利用しても問題はありません。」

発言2 「写真Bは, 甲が経営する洋菓子店に, 常連客である丁が来店したときに, 甲がカメラのセルフタイマーを使って, 丁と一緒に撮影したものです。甲が, 趣味である登山に関する自分のブログに, 丁の承諾を得ずに, 写真Bを掲載しても問題はありません。」

発言3 「写真Cは, カメラマン戊が風景を撮影したものです。戊から甲へ額に入れてプレゼントされたものですが, 写真Cの著作権は戊に帰属するので, 甲が, 甲の友人己に写真Cをプレゼントするためには, 戊の承諾を得ることが必要です。」

以上を前提として, 問13~問18に答えなさい。

問13

発言1について, 適切と考えられる場合は「○」を, 不適切と考えられる場合は「×」を, 解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において, 適切又は不適切であると判断した理由として, 最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び, 対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について, 適切と考えられる場合は「○」を, 不適切と考えられる場合は「×」を, 解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において, 適切又は不適切であると判断した理由として, 最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び, 対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問17

発言3について, 適切と考えられる場合は「○」を, 不適切と考えられる場合は「×」を, 解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において, 適切又は不適切であると判断した理由として, 最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び, 対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅶ】

- ア 著作権が問題となるため
- イ パブリシティ権が問題となるため
- ウ 肖像権が問題となるため
- エ 著作権も肖像権もパブリシティ権も問題にならないため

4 問19～問33に答えなさい。

問19

食品メーカーX社は、独自に開発したレトルト食品Aの製造販売を開始したところ、Y社が、食品Aに係る特許権を取得していたことがわかった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Y社の特許を無効にするための先行技術調査を行うべきである。
- イ Y社の特許権の侵害とならないように、食品Aの設計変更を検討すべきである。
- ウ X社が食品Aの製造の準備を開始した後にY社が当該特許権に係る特許出願をしていた場合は、先使用权が認められることがあるので、いつから製造準備を開始したかを確認すべきである。
- エ X社に先使用权がある場合には、Y社に対して対価を支払うことにより食品Aの製造販売を継続することができるので、先使用权の存在について確認すべきである。

問20

香料メーカーX社は、Y社と新製品Aの共同開発を検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。なお、共同開発をする場合における共同出願の契約においては、特許法の規定に関する特段の定めをしないものとする。

- ア 共同開発をする場合、新製品Aに関し生じ得る知的財産権の取扱いに関する規定を共同開発契約に入れようとする、双方の主張により、契約交渉がスムーズに進まない場合がある。
- イ Y社が主担当、X社が副担当として共同開発をして得られた発明について共同出願した場合、Y社は、X社の同意を得なくともその共同出願に係る特許発明を他社にライセンスすることができる。
- ウ X社が主担当、Y社が副担当として共同開発をして得られた発明について共同出願した場合であっても、Y社は、X社の同意を得なくともその共同出願に係る特許発明を実施することができる。
- エ 共同開発をする場合、分野、開発期間等を明確にしなければ、将来、紛争の原因になる危険性がある。

問21

靴メーカーX社は、靴Aに係る秘密意匠の意匠権Dを取得した。その後、X社が靴Aを発売する直前になって、意匠権Dの秘密状態において、ライバルメーカーのY社が、靴Aと類似する靴Bを製造販売していることがわかった。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 意匠権Dに係る意匠登録出願の際、Y社による靴Bの製造販売が現に日本国内で行われていた場合には、Y社は意匠権Dについて先使用权を有する場合がある。
- イ X社は、意匠権Dの設定登録後に、秘密期間を短縮することはできない。
- ウ 意匠権を侵害した者は、侵害行為について過失があったものと推定されるので、意匠権Dに基づく権利行使において、X社は、Y社の過失を立証する必要はない。
- エ 靴Bの製造販売の差止めを請求するために、意匠権Dに係る登録意匠を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを、X社は、Y社に提示して警告する必要はない。

問22

家具メーカーX社が、新しいデザインの椅子Aを開発して販売したところ、たちまち人気商品となった。X社は椅子Aについて意匠登録出願をしていなかったため、椅子A及び椅子Aのデザインを改良した椅子Bについての意匠登録出願を検討している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 椅子Aについては新規性を喪失しているが、新規性喪失の例外の適用により、椅子Aについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- イ 新規性喪失の例外の適用を受けて、椅子Aについて意匠登録出願をする場合には、新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に提出しなければならない。
- ウ 椅子Aと椅子Bとが類似する場合であっても、椅子Aと椅子Bとは同一ではないために、新規性喪失の例外の適用を受けて、椅子Bについて意匠登録出願をすることはできない。
- エ 椅子Aと椅子Bとが類似する場合であっても、新規性喪失の例外の適用を受けて、椅子Bについて意匠登録出願をすることができる。

問23

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社の従業者甲は、1年前に退職した。甲は、X社の業務範囲に属し、かつ甲の在職時の職務に関する発明について、X社を退職する2カ月前に自ら特許出願をし、その後特許を受けていた。X社は、甲の許諾がなくても当該特許発明を実施することができる。
- イ 乙はX社の従業者であるが、現在はY社に出向しY社から給与の支払を受けて、Y社から職務に関する指示を受け、Y社の施設及び費用を用いて研究を行っている。乙が、Y社の業務に属し、かつ現在の職務に関する発明をした場合、X社の職務発明となる。
- ウ X社の従業者丙が、自らの職務発明について特許権を取得し、これをライバル会社W社に譲渡した。X社の職務発明規程に「職務発明はX社に譲渡される」旨の記載がない場合、X社は継続して当該職務発明に係る事業を実施することはできるが、W社に対してライセンス料を支払わなければならない。
- エ X社の従業者丁がX社を退職した後、X社の業務に属し、かつ丁の在職時の職務に係る発明について完成させ特許権Pを取得した場合、X社は丁から特許権Pの譲渡を受ける権利を有する。

問24

玩具メーカーX社は、「ホワイトモンスター」という名称の玩具Aの販売を予定していたところ、Y社が「玩具」を含む多数の指定商品について、「ホワイトモンスター」に係る商標権Mを有していることがわかった。ア～エを比較して、X社における製品販売についての検討会議での発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社から専用使用权又は通常使用权の許諾を受けることができますが、販売期間や販売地域を限定した内容で許諾を受けることはできません。」
- イ 「Y社が既に別の会社に『玩具』について通常使用权を許諾している場合でも、わが社もY社との間で通常使用权の許諾契約を締結することができます。」
- ウ 「わが社が『玩具』について商標権Mについて独占的な使用を目的として専用使用权を設定するためには、特許庁へ登録してもらう必要があります。」
- エ 「商標権Mについて、Y社から譲り受けることにより、わが社は玩具Aについて販売することができます。」

問25

飲料水メーカーX社は、来年の夏に発売する清涼飲料水のプロモーションビデオを制作することにした。ア～エを比較して、このプロモーションビデオの制作会議におけるX社の社員甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「プロモーションビデオの映画監督を、社外の映像クリエイター乙に依頼する場合、プロモーションビデオの著作権は乙になると考えられます。」
- イ 「プロモーションビデオを社内で制作することを検討しています。ビデオ撮影が得意な社員丙を映画監督に任命して職務の一環として制作させ、わが社の名義で公表する場合、このプロモーションビデオの著作権は丙となり、著作権者はわが社となります。」
- ウ 「プロモーションビデオの制作を、映像制作会社Y社に委託する場合、わが社が委託元ですが、Y社が制作したプロモーションビデオの著作権はY社となります。」
- エ 「映画の著作物の著作権は、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であり、一般的には映画監督がこれにあたると考えられます。」

問26

玩具メーカーX社の知的財産部の部員甲が、新しく発売を予定している商品Aについて事業部の部長に説明を行っている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「商品Aの形態については、意匠法及び不正競争防止法において、差止請求及び損害賠償請求が可能です。但し、不正競争防止法の場合は、理由の如何を問わず、刑事上の措置をとることはできません。」
- イ 「商品Aについて意匠登録出願をすると、不正競争防止法による保護を受けることができなくなりますので、意匠登録出願をするかどうかは慎重に判断する必要があります。」
- ウ 「商品Aの形態については、意匠法と不正競争防止法により保護を受けることができます。意匠登録をしておけば、わが社の商品の形態に類似する形態を持つ模倣品を排除することが可能です。また、不正競争防止法の場合には、実質的に同一の形態についての模倣品を排除することができます。」
- エ 「今回発売する商品Aの製品寿命は6年程度だと聞いていますので、他社によってデッドコピーされた場合に、意匠権を取得せずとも、不正競争防止法によって十分対応できると思います。」

問27

レンズメーカーX社とカメラメーカーY社は、X社が有する特許権Pに関するY社への有償の譲渡契約を締結することを検討している。ア～エを比較して、譲渡契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 譲渡契約に、X社が期限日までに特許権Pの移転登録を行う旨の規定があるが、期限日までに移転登録が行われない場合には契約を解除できる旨の規定がなければ、Y社は譲渡契約を解除することができない。
- イ 譲渡契約に、特許権Pの譲渡対価が支払われなければ特許権Pの移転登録をしない旨を規定しなくても、X社は、Y社から特許権Pの譲渡対価が支払われなかった場合には特許権Pの移転登録をしないことに関する同時履行の抗弁権を主張することができる。
- ウ 譲渡契約に、契約内容にない事項について相手方から損害を受けた場合には損害賠償を請求することができる旨を規定しなければ、X社は、Y社の不法行為に基づく損害賠償を請求することはできない。
- エ 譲渡契約に、債務不履行に基づいて損害が発生した場合には損害賠償を請求することができる旨を規定しなければ、X社は、Y社の債務不履行に基づく損害賠償を請求することはできない。

問28

玩具メーカーX社は、形状が特徴的であるパンダのぬいぐるみAを開発して、国内のみにおいて意匠権Dを取得した。また、ぬいぐるみAを販売したところ人気商品になった。最近、外国でぬいぐるみAと色は異なるが、形状が類似したぬいぐるみBが販売されており、日本のY社がぬいぐるみBを国内に輸入しようとしているという情報をX社が入手した。X社の知的財産部では、ぬいぐるみBを入手し検討したところ、意匠権Dを侵害するおそれが高いとの結論になった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 意匠権Dの侵害が国内で発生していない段階でも、侵害のおそれがあるぬいぐるみBが国内に輸入される見込みがあれば輸入差止めの申立てができるので早急に対応するのが望ましい。
- イ X社は、ぬいぐるみBが製造された外国で意匠権を有していないので、輸入差止めはできない。
- ウ X社は、意匠権Dを有するが、ぬいぐるみAとぬいぐるみBとは色が異なるので、ぬいぐるみBの輸入差止めはできない。
- エ 税関は意匠権の侵害品を没収、廃棄することはできないが積戻しはできるので、X社は税関に対して認定手続をとるよう申し立てることが望ましい。

問29

X社の知的財産部の部員甲が特許情報検索について説明している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許出願に備えて先行技術調査をする場合は、すべての出願を調査するために必要な出願書類を作成後、出願予定日前日に先行技術調査をすると完全に漏れのない調査が可能になる。
- イ 検索対象の技術について、同義語、類義語が複数あり、これらの語をキーワードとして検索式を作るときは、各キーワードと論理和（OR）を用いて検索式を作成するとよい。
- ウ IPC（国際特許分類）、FI（ファイル・インデックス）などのコード体系を用いた検索と、フリーキーワード検索には、それぞれ長所及び短所があるので、これらを併用するとよい。
- エ 他社の特定製品に関する特許出願を検索するには、その製品の一般名称を用いて検索式を作成するとよい。

問30

アパレルメーカーX社は、イチゴの形状をモチーフとした帽子Aに係る意匠権Dを有している。X社の営業担当者甲が、帽子の見本市に参加したところ、ライバル会社であるY社の、帽子Aとそっくりなデザインの製品Bを見つけた。そこで、甲は、製品Bを入手して社内のデザイン担当者乙に見せたところ「これはうちの製品とよく似ている」との指摘を受けた。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 製品Bの見本市での展示は市場調査のためであり、X社は、意匠権Dの侵害として損害賠償を請求することはできない。
- イ 製品Bは、まだ市場で一般販売されていないが、X社は、意匠権Dの侵害として製品Bの製造販売の差止めを請求することができる。
- ウ 調査したところ、製品Bの材質は製品Aの材質と異なっていたため、X社は、意匠権Dの侵害として製品Bの製造販売の差止めを請求することはできない。
- エ 調査したところ、Y社は製品Bに使用する商標「イチゴ帽子」の商標権を有していたので、X社は、意匠権Dの侵害として製品Bの製造販売の差止めを請求することはできない。

問31

電球メーカーX社は、新規なLEDの電球aに係る特許出願Aをし、その後、電球aを改良したLEDの電球bについて、特許出願Aに基づいて国内優先権主張をして特許出願Bをした。特許出願Bの特許請求の範囲には、電球aに係る発明と、電球bに係る発明と、電球a及び電球bの両方の上位概念であるLEDの電球cに係る発明が記載され、実施例として電球a及び電球bが記載されていた。特許出願Bが登録された後、Y社が電球bと同一のLEDの電球Pの製造販売を開始したので、X社は、Y社に対する権利行使を検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 電球bに係る特許権に基づいてY社に権利行使をする場合には、特許出願Aに係る優先権証明書をあらかじめY社に提示して警告する必要がある。
- イ 電球Pの製造販売に対する差止請求をするにあたっては、電球bに係る特許権と、電球cに係る特許権のいずれの特許権に基づいて権利行使してもよい。
- ウ 特許出願Aは、その出願日から1年4カ月経過後に取り下げられたものとみなされるため、取り下げたものとみなされた後は、電球aに係る特許権の効力は、電球Pに及ばない。
- エ 電球bに係る実施例は特許出願Bにおいて追加されたものであるから、電球bに係る特許権の効力は、電球Pに及ばない。

問32

X社の開発担当者は、新品種の「あじさい」について、種苗法に基づく品種登録を検討している。ア～エを比較して、品種登録手続に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 農林水産大臣は、品種登録の出願を受理したときは、当該出願について出願公表をしなければならない。
- イ 品種登録の出願者は、原則として、出願1件毎に所定の出願料を納付しなければならない。
- ウ 農林水産大臣は、品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- エ 品種登録の出願は、当該品種の育成を完了してから1年以内に行う必要がある。

問33

工具メーカーX社の知的財産部の新入社員である甲と乙が、意匠権の効力について会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲 「意匠権の効力の範囲内であっても、意匠権者の登録意匠の実施について制限される場合はありますか。」
乙 「意匠権に専用実施権が設定されている場合には、意匠権者であっても、その設定範囲内では登録意匠の実施が制限されます。」
- イ 甲 「自社製品が他社の意匠権の効力範囲に入っている場合に、他社に対して、どのような措置をとることができますか。」
乙 「登録意匠については実施義務があるので、権利者が実施していない場合には、不実施取消審判を請求することができます。」
- ウ 甲 「意匠権の効力は、登録意匠と類似する範囲まで及ぶと規定されていますが、意匠の類否は、どのように判断すればいいのですか。」
乙 「容易に創作できた意匠については登録されないと規定されているので、意匠の類似も、創作者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断されます。」
- エ 甲 「意匠権の効力範囲は、登録意匠に係る物品が同一又は類似の範囲で、かつ、その形態が同一又は類似の範囲になりますか。」
乙 「原則はその通りです。但し、均等論の適用により、物品が非類似で、かつ形態が同一又は類似の場合でも、物品の置換が容易であれば、意匠権の効力が及ぶ場合があります。」

5 問34に答えなさい。

問34

甲が特許出願したところ、平成30年3月6日（火）を発送日とする拒絶理由が通知された。その拒絶理由通知においては、指定期間が60日とされていた。この場合、応答期間の末日は何月何日になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

平成30年							3
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

平成30年							4
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

平成30年							5
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

※数字が○で囲んである日は、国民の祝日又は振替休日

【第29回2級(管理業務)実技試験】

6 次の会話は、電機メーカーの発明者甲と知的財産部の弁理士乙とのものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「私の発明について、日本への特許出願Pは済んだとのことですが、米国への出願はどうなりますか。」

乙 「特許出願Pの出願日から 1 以内に、特許出願Pに基づいてパリ条約上の優先権を主張して米国に特許出願Aをすることになります。」

甲 「その場合、特許出願Aはどうなりますか。」

乙 「特許出願Aは、特許出願Pの出願日にしたものと 2 ます。」

甲 「そうすると、もし日本で特許がとれなければ、自動的に米国でも特許がとれないこととなるわけですね。」

乙 「 3 により、そうなるわけではありません。」

問35

空欄 1 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄 2 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄 3 に入る最も適切な語句を【語群Ⅷ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅷ】

内国民待遇の原則 特許審査ハイウェイ制度 6カ月 確認され 12カ月
同様の利益が与えられ 30カ月 特許独立の原則

【第29回2級(管理業務)実技試験】

7 甲は、画家乙がこれまでに描いた絵に甲のコメントを付した絵画作品集Aを作成した。この絵画作品集に関して、知的財産法に詳しい丙に質問をしている。次の会話は甲と丙のものである。問38～問40に答えなさい。

甲 「絵画作品集Aが無断でコピーされ販売された場合、著作権法上どんな問題が起こりますか。」

丙 「1 は、複製権や譲渡権に基づいて、侵害である旨を主張することができます。」

甲 「絵画作品集Aに掲載されている絵画のいくつかは、蒐集家である丁が所有しているのですが、丁の所有権との関係ではどうですか。」

丙 「最高裁判例によれば、美術作品の原作品の所有者は、所有権に基づいて侵害であると主張すること 2 と述べられています。つまり、美術の著作物の原作品に対する所有権は、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないということです。」

甲 「丁は、所有している絵画を展示することはできますか。」

丙 「丁は、絵画の 3 により公に展示することができます。」

問38

空欄 1 に入る最も適切な語句を【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄 2 に入る最も適切な語句を【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄 3 に入る最も適切な語句を【語群IX】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群IX】

甲 甲と乙 乙 ができる はできない 原作品 原作品と複製物

【第29回2級(管理業務)実技試験】

【第29回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 ウ

問3 ○

問4 イ

問5 ×

問6 イ

問7 ○

問8 ウ

問9 ○

問10 イ

問11 ×

問12 イ

問13 ○

問14 エ

問15 ×

問16 ウ

問17 ×

問18 エ

問19 エ

問20 イ

問21 ア

問22 ウ

問23 ア

問24 ア

問25 イ

問26 ウ

問27 イ

問28 ア

問29 ア

問30 イ

問31 イ

問32 エ

問33 ア

問34 5(月)7(日)

問35 12カ月

問36 同様の利益が与えられ

問37 特許独立の原則

問38 甲と乙

問39 はできない

問40 原作品